

◆健全化を判断する比率（単位：％）

指 標	松前町	早期健全 (国の基準)	財政再生 (国の基準)	備 考
実質赤字比率 (一般会計に対する赤字の割合)	—	14.31	20.0	4億947万4千円の黒字
連結実質赤字比率 (全会計に占める赤字(または資金 の不足額)の割合)	—	19.31	30.0	13億5,864万5千円の黒字
実質公債費比率 (収入に占める借金返済額の割合)	13.2	25.0	35.0	前年度 13.8%
将来負担比率 (将来にわたる実質的な負債の割合)	94.9	350.0		前年度 111.7%

※実質収支と連結実質収支が黒字のため、実質赤字比率と連結実質赤字比率はありません。

◆資金不足の比率（単位：％）

区 分	資金不足比率	経営健全
水道事業会計	—	20.00
公共下水道事業特別会計	—	

※事業の規模に対する資金不足額が無いため、資金不足比率（公営企業ごとの資金の不足額が、事業の規模に対してどの程度あるかを示すもの）はありません。

平成23年度 松前町財政健全化指標
松前町の財政は健全です

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、平成23年度の健全化判断比率と資金不足比率をお知らせします。これらの比率が低いほど、自治体の財政状況は健全です。

【解説】 松前町は国の定めた基準よりも比率が低く、イエローカードに当たる早期健全化団体（公営企業については経営健全化団体）とレッドカードに当たる財政再生団体に該当しません。

このように健全な松前町の財政ですが、この状態が将来にわたって保障されているわけではありません。今後も財政運営に厳しい姿勢で臨み、健全財政の維持に取り組みます。

財政課財政係
☎ 9 8 5 | 4 1 0 1

● 10月1日障害者虐待防止法施行

障がい者虐待を発見したらすみやかに通報を

松前町は、障がい者の虐待などの相談窓口「松前町障がい者相談支援センター」を福祉課障がい福祉係内に設置しました。障がい者の安定した生活や社会参加を助けるため、みんなで虐待防止に取り組みましょう。

❖こんなことが虐待に「虐待の例」

身体的虐待	身体に外傷や痛みを負わせる暴力を加えること、正当な理由なく身体を拘束すること 例) 殴る、蹴る、つねるなど
性的虐待	わいせつな行為をすること、させること 例) 裸にする、キスをするなど
心理的虐待	暴言または無視、嫌がらせなどによる心理的外傷を与える言動を行うこと 例) 怒鳴る、悪口を言う、無視をするなど
放棄・放任(ネグレクト)	食事、入浴、洗濯など介助をせず放置すること 例) 食事を与えない、入浴をさせないなど
経済的虐待	財産を不当に処分すること、その他障がい者から不当に財産上の利益を得ること 例) 金銭を渡さない、使わせない、本人の財産を無断で売却するなど

❖障害者虐待防止法では、虐待を3種類に分けています

養護者による虐待	生活の世話や金銭管理などを行っている家族、親族や同居人によるもの
障害者福祉施設従事者などによる虐待	障害者福祉施設や障害福祉サービス事業所で働いている職員によるもの
使用者による虐待	障がい者を雇用している事業主などによるもの

〔相談窓口〕

松前町障がい者相談支援センター

☎ 985-4112

インフルエンザ 予防接種を受けよう

予防接種の接種費用を助成します

接種後、抵抗力がつくまで2週間程度かかると言われていますので、12月中旬までに受けることをおすすめします。

<64歳以下の国民健康保険加入者>

- **助成対象者** 接種日に国保税の滞納がない世帯の64歳以下の人（下記※の人は除く）
- **助成方法** 医療機関で接種後、費用の一部を現金で支払う
- **助成額** 1人 1,000円
- **助成回数** 年度内 1人1回
- **請求期限** 接種を受けてから6カ月以内
- **請求に必要な物** ①医療機関が発行した領収書（予防接種名、接種者の氏名、料金などが明記してあるもの。金額だけのレシートは不可）②保険証 ③印鑑（朱肉を使うもの）
- **申請方法** 請求に必要な物を保険課医療保険係へ持参してください。

☎ 保険課医療保険係 ☎ 985-4107

<65歳以上の人>

※60～64歳で心臓、じん臓、呼吸器、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能が障がい（身体障害者手帳1級相当）がある人を含む

- **助成対象者** 町内に住民票のある人
- **助成方法** 県内の医療機関に事前に予約して接種（接種券は医療機関にあります）。その際に個人負担が一定額になる
- **個人負担** 1,000円（生活保護などの支援給付を受けている人は個人負担金不要。事前に福祉課で必要書類をもらってから接種に行ってください）
- **助成期間** 10月15日①～12月31日②
- **助成回数** 1人1回
- **接種時に必要な物** 保険証など住所、氏名、年齢が確認できるもの（※に該当する60～64歳の方は、身体障害者手帳または医師の診断書）
- **健康課保健センター係** ☎ 985-4118

国民年金加入中に※初診日がある病気の病気がなると、障がいのある状態になったとき、※障害認定日に一定の基準に該当していれば、障害基礎年金を受けることができます。ただし、一定の納付要件を満たしていることが必要ですので、ご注意ください。

ご存知ですか？ 障害基礎年金

※初診日：障がいの原因となった病気がなつてから、初めて医師の診療を受けた日
 ※障害認定日：初診日から1年6カ月を経過した日またはその期間内に症状が固定した日
 ▼ **請求の手続き**
 町民課住民係で請求の手続きをしてください。
 ☎ 町民課住民係 ☎ 985-4106
 松山西年金事務所国民年金課 ☎ 925-5175

町民税・各種保険料（税）を特別徴収（年金天引き）で納めている人は、10月から本徴収が始まります。これまで普通徴収だった人で、10月から特別徴収が始まる人もいます。対象者には、6月～7月に通知書をお送りしていますのでご確認ください。特別徴収は翌年度も引き続き行われ、平成25年4・6・8月に納める額は、25年2月に納める額と同額です。
 ☎ 税務課町民税係（町民税・国税） ☎ 985-4110

支払月	24年度						25年度		
	4	6	8	10	12	2	4	6	8
徴収区分	仮徴収または普通徴収						特別徴収（本徴収） 24年度税（保険料）額 - 徴収済額		
							特別徴収（仮徴収） 25年2月に納める額と同額		

☎ 保険課保険料係（介護保険料・後期高齢者医療保険料） ☎ 985-4227

町民税・各種保険料（税）の特別徴収 10月から本徴収が始まります

募集住宅名	住所	階層	部屋数	浴室	駐車場
1 平松住宅 146号	浜 880	3階	2K	なし	なし
2 江川住宅 210号	筒井 1260	1階	3DK	あり	なし
3 江川住宅 318号	筒井 1260	2階	3DK	あり	あり
4 江川住宅 321号	筒井 1260	1階	3DK	あり	あり
5 江川住宅 411号	筒井 1260	3階	3DK	あり	あり

※平松住宅のテレビアンテナは、入居者負担となります。
 ※江川住宅には浴室がありますが、浴槽・給湯設備などは入居者負担となります。
 ※トイレは水洗です。

- ③ 入居しようとする世帯員の収入合計額が、条例で定められた基準内であること
- ④ 現在、住宅に困窮していることが明らかでないこと
- ⑤ 税などを滞納していないこと
- ⑥ 暴力団員でないこと
- ⑦ 町営住宅の明け渡しを求められたことがないこと
- ⑧ 契約時に家賃3カ月分の敷金を納められること
- ⑨ 入居契約時に次の条件を全て満たす2人の連帯保証人がいること
- ・ 町内に住所があること
- ・ 入居申込者と同程度以上の収入があること
- ・ 2人の連帯保証人はそれぞれ別世帯の人であること
- ▼ **家賃**
 毎年度、入居者の所得状況などから算定します。
- ▼ **申込書の交付・受付期間**
 10月1日（月）～15日（月）
- ※ 申込書に世帯全員の住民票の写し、平成24年度（平成23年中の所得）の所得証明書と地方税などの完納証明書の添付が必要です。
- ▼ **申込先**
 まちづくり課町営住宅係 ☎ 985-4122

町営住宅の入居者募集

- ▼ **対象者**（全ての条件を満たす人）
- ① 町内に住所または勤務場所を有すること
- ② 同居する親族（婚姻関係と同様の事情にある人や近く婚姻する婚約者含む）がいること。家族を故意または不自然に分割や合併する世帯は申し込みできません。
- ※ 次のいずれかに該当する人は単身入居を認めません。
 - ・ 60歳以上の人
 - ・ 身体障害者（1～4級）
 - ・ 生活保護者など

第37回 まさき文化祭

10月27日 10時30分～16時30分
 10月28日 10時～16時

イベントゾーン 庁舎前駐車場	アミューズメントゾーン 松前公園
10/27 オープニングセレモニー 10時30分～ 獅子舞競演会、ちんどん屋パフォーマンス 10/28 ゴスペルライブ、おもろいけん玉ショー 10/27・10/28 まつまえ・まさき物産展 ふるさとフェスタ（伊予市・砥部町特産展） 各種バザー	10/27・10/28 こども作品展 10/28 フリマの祭典（フリーマーケット） ※フリマの祭典は雨天中止
アートゾーン 文化センター	ふれあいゾーン 福祉センター
10/27 チャレンジ・ザ・ゲーム 10/27・28 作品展示会、芸能発表会	10/27 健康コーナー サロン・ボランティアコーナー 交通安全コーナー

☎ 松前総合文化センター ☎ 985-4139



お手軽! エコライフ術

普段の生活で私たちが地球環境に与えている影響は大きなもの。これまでの生活を見直し、地球にやさしい暮らし「エコライフ」を始めましょう。

1 エコショッピングをしよう 10月は「環境にやさしい買い物キャンペーン」月間です。

- ・レジ袋を断り、マイバッグ(買い物袋)を使いましょう
- ・必要な物を必要なだけ買いましょう
- ・「地元産」「旬」の物を選びましょう
- ・過剰な包装は断りましょう
- ・古紙使用のトイレットペーパーなど、再生品を選びましょう
- ・容器が再使用できる物を選びましょう
- ・長く使える物を選びましょう
- ・家電は省資源・省エネルギーの物を選びましょう
- ・環境ラベルがあるものを選びましょう

2 回収ボックスを利用しよう 地域の資源ごみ集団回収活動やスーパーの回収ボックスなどを有効利用!

●エミフルECOステーション

(資源回収リサイクルボックス)



回収時間 10時～19時
 場所 エミフル南側
 回収物 古新聞・チラシ、古雑誌、牛乳パック、段ボール
 特典 1キロにつき1ポイント、500ポイントでフジ商品券(500円)と交換できます。

*ペットボトル(キャップとラベルをはずす)、食品トレイ(発砲・プラスチック)、アルミ缶、スチール缶も回収しています(ポイント対象外)。
 *エミフルECOステーションで回収し、販売した収益の一部が愛媛FC選手の育成やサポーターの費用に充てられます。

《持ち込み可能なもの》

古新聞・チラシ、古雑誌、牛乳パック、段ボールなど



・新聞と雑誌は、別々にひもで縛るか、紙袋に入れてください。
 ・紙パックは、裏にアルミの貼っていない1000mlか500mlのものだけです。きれいに洗って乾かしてください。

雑紙類



・雑紙類(封筒、はがき、ノート、メモ、ポスター、カタログ、箱、包装紙など)は、ひもで縛るか袋に入れてください。

町民課ごみ対策係 ☎985-4117

●使用済み天ぷら油回収BOX

(平成24年度愛媛エコ・アクション・ポイントクラブ)



回収時間 8時～20時
 場所 ダイキEX松前
 回収物 使用済み天ぷら油
 特典 500mlのペットボトル1本につき1スタンプ。25スタンプでエコ・アクション・ポイント50ポイントに交換(ホームセンターダイキのレジ) またはダイキで50円の割引券として使用できます。

*回収した使用済天ぷら油はバイオ燃料にリサイクルされ、燃料を利用することによって二酸化炭素が削減(1%あたり約2.5キロ)できます。

使わなくなったパソコンは
パソコンメーカーが回収します

廃棄するパソコンは、パソコンメーカーが回収し、再資源化します。町では収集していません。詳しくは、一般社団法人パソコン3R推進協会(☎03-5282-7685)へお問い合わせください。

●統計

平成24年就業構造基本調査



10月1日を基準日として、全国で就業構造基本調査を実施します。この調査は、国民の普段の就業・不就業の状態を把握することで、雇用政策を始め経済政策などに必要な基礎資料を得ることを目的に実施するものです。調査員が訪問した際は調査票の記入などで協力をお願いします。

財政課統計電算係 ☎985-4101

●10月17日～23日は行政相談週間

特別行政相談所を開設

日時 10月17日(水) 10時～15時

場所 西公民館

相談員 行政相談員 烏谷太紀勇さん

行政に関する苦情や要望などを中立的な立場から解決します。相談無料、秘密は厳守します。

*定例の行政相談を毎月1回開催しています。詳しくは「まさきお役立ちカレンダー」行政相談をご覧ください。

総務課危機管理係 ☎985-4103

10月1日は浄化槽の日 浄化槽は正しく維持・管理を

●浄化槽の維持管理

浄化槽は、トイレや台所などから出る汚水を、微生物の働きできれいにする施設です。浄化槽の機能が十分に発揮されないと汚れた水が流れ出し、悪臭が発生します。浄化槽設置者は浄化槽法で次の3つが義務付けられています。

- 1 保守点検
浄化槽の運転状況や機械の機能が良好な状態で維持されるよう、年3～4回実施
- 2 清掃
槽内にたまった汚泥の引出し、機器類の洗浄、清掃を行う作業

で、年1回以上実施

③法定検査

浄化槽が正常に機能しているか総合的に判断する検査で、新しく設置後3～8カ月の間に検査、その後は年1回。県指定検査機関の(社)愛媛県浄化槽協会が受検

●浄化槽の設置補助金

町は、下水道事業認可区域以外の地域に浄化槽を設置する際、事業費の一部を補助します。

●上下水道課下水道業務係

(社)愛媛県浄化槽協会
 ☎985-4126
 ☎925-2661

井戸水の検査をしましょう

不衛生な井戸水を飲むと健康を損ないます。次の2点に注意し、安全確保に努めましょう。

●施設は清潔に

井戸とその周辺は定期的に点検と清掃をして、清潔にしましょう。汚水が土に染み込まないように井戸の周りには排水溝を作らないようにしましょう。

特に動物のふん尿に注意してください。

●水質検査で安全確認を

色・にごり・におい・味に異常がないか毎日確認し、年に1回以上は水質検査をしましょう。

検査の結果、井戸水の汚染が明らかになったときは、直ちに使用を止めて保健所または役場に連絡してください。

▼衛生管理・水質検査の問い合わせ先

- 県立衛生環境研究所 ☎941-1111
- 県中予保健所 ☎941-1111
- 愛媛県総合保健協会 ☎987-8206
- 町民課生活環境係 ☎985-4117

小さな子どものための自然観察会
野々っ子くらぶ

野々っ子くらぶ第3回はどんぐり探しをします。子どもと一緒に自然と触れ合ってみませんか。

第3回どんぐりの会

- *日時 10月25日(木) 10時～11時30分
- *場所 神崎集会所、福德泉公園
- *対象 就園前の子どもの保護者 大人だけでも参加できます。
- *服装 帽子、運動靴(サンダルはやめましょう)
- *持ち物 お茶、タオルなど
- *申し込み 前日までにお電話ください。(先着15組)
- *申込先 町民課生活環境係 ☎985-4117
子育て支援センター ☎985-4151

平成 25 年度 保育所入所児童を募集します

平成 25 年度に保育所へ入所を希望する人は、次の要領でお申し込みください。
産休・育休終了予定などにより年度途中での入所希望も同時に受け付けます。

●入所資格

- ①保護者がいつも外に出て働いている場合
 - ②保護者が昼間家庭内で、家事以外の仕事をしている場合
 - ③保護者が妊娠中または出産後間もない場合
 - ④保護者が病気または障がいのある場合
 - ⑤保護者が病人、障がい者の看護をしている場合
 - ⑥家庭が災害にあった場合
- ※両親が保育できなくても家庭内に保育できる人がいる場合は入所の対象になりません。

●受付期間

10月1日(月)～10月31日(水) 執務時間中

●提出書類

- ①入所児童1人につき1枚の申込書
 - ②入所要件調査票
 - ③勤務証明書など、家庭で保育できない理由を証明するもの
- ※書類は町ホームページからダウンロードできるほか、福祉課、各保育所にあります。

●入所決定

新規入所申込者には面接(2月上旬)で審査し、決定します。入所承諾書は3月中旬までに各家庭に送付予定です。

●保育料

保育所入所児童の父母など、扶養義務者の所得税と町民税の額によって決まります。

- 申込先 福祉課児童福祉係 ☎985-4114、各保育所

●入所対象児童と定員

《町立》

保育所	定員	満年齢	住所	電話
松前保育所	120人	6カ月～5歳児	筒井	984-1068
宗意原保育所	60人	1歳児～5歳児	筒井	984-0546
黒田保育所	60人	6カ月～5歳児	北黒田	984-1358
小富士保育所	60人	6カ月～5歳児	大溝	984-1161
二名保育所	90人	1歳児～5歳児	出作	984-1348
白鶴保育所	60人	1歳児～5歳児	上高柳	984-1088

※若葉保育所は、24年度末で閉園予定のため園児募集はありません。

《私立》

保育園	定員	満年齢	住所	電話
岡田保育園	45人	6カ月～5歳児	西高柳	984-2730

《認定こども園の保育園》

保育園	定員	満年齢	住所	電話
エンゼル保育園	70人	6カ月～5歳児	西古泉	984-8858

※エンゼル保育園の利用は、利用者とエンゼル保育園との直接契約です。申込書の請求や申し込みは直接エンゼル保育園へご連絡ください。

※松前保育所とエンゼル保育園は、延長保育を実施しています(保育料とは別に月額2,500円が必要)。利用できる年齢は保育所で異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

※定員に余裕がない時は、希望の保育所に入所できない場合があります。

